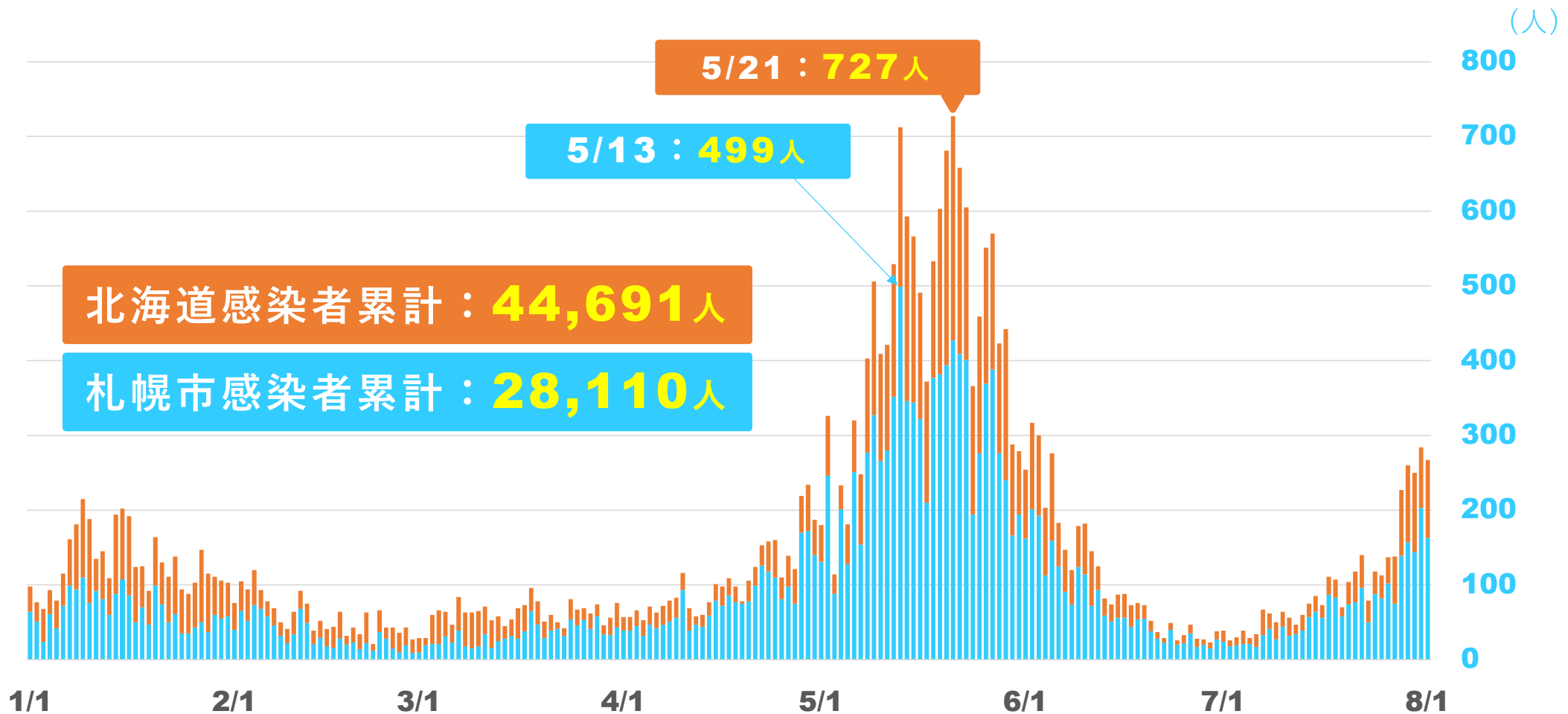


市長記者会見

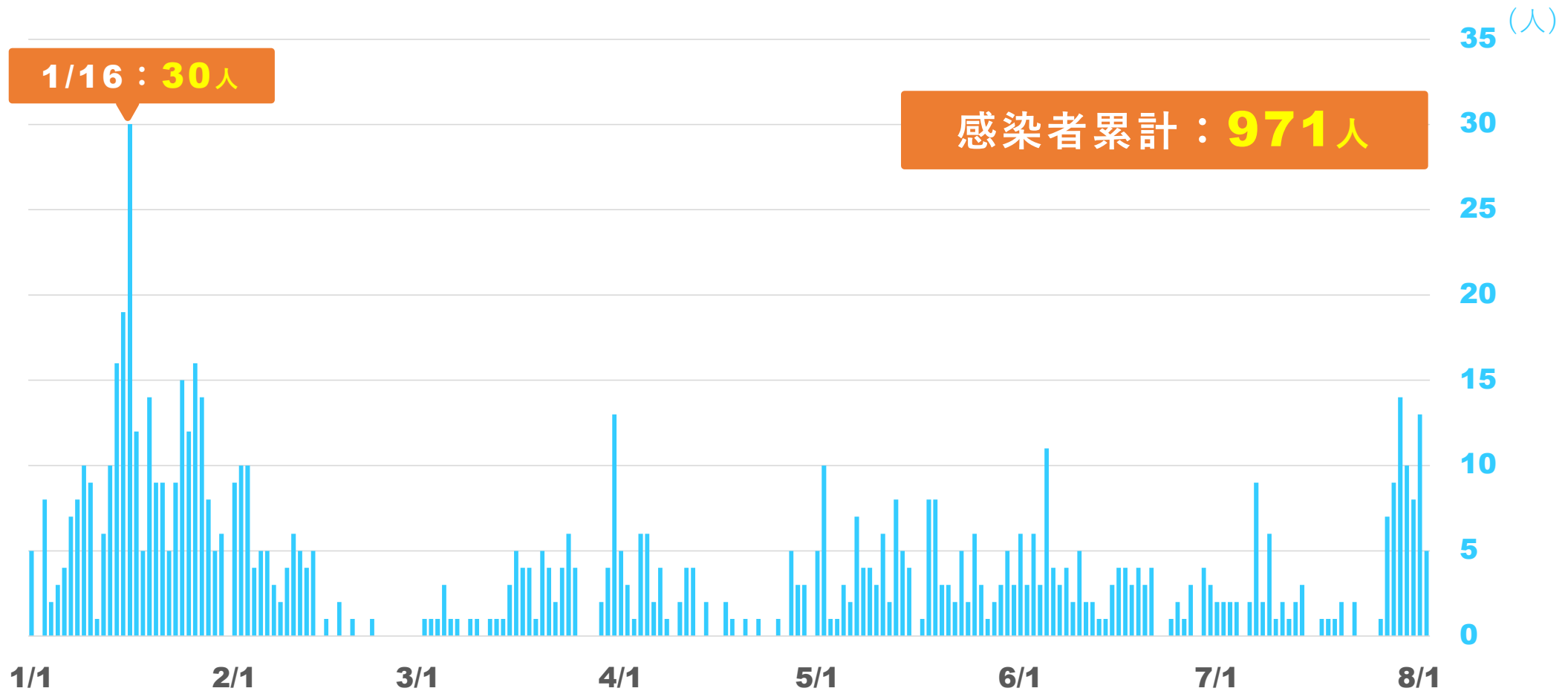
2021/8/2

北海道と札幌市の発生状況の推移 (R3.8.1現在)



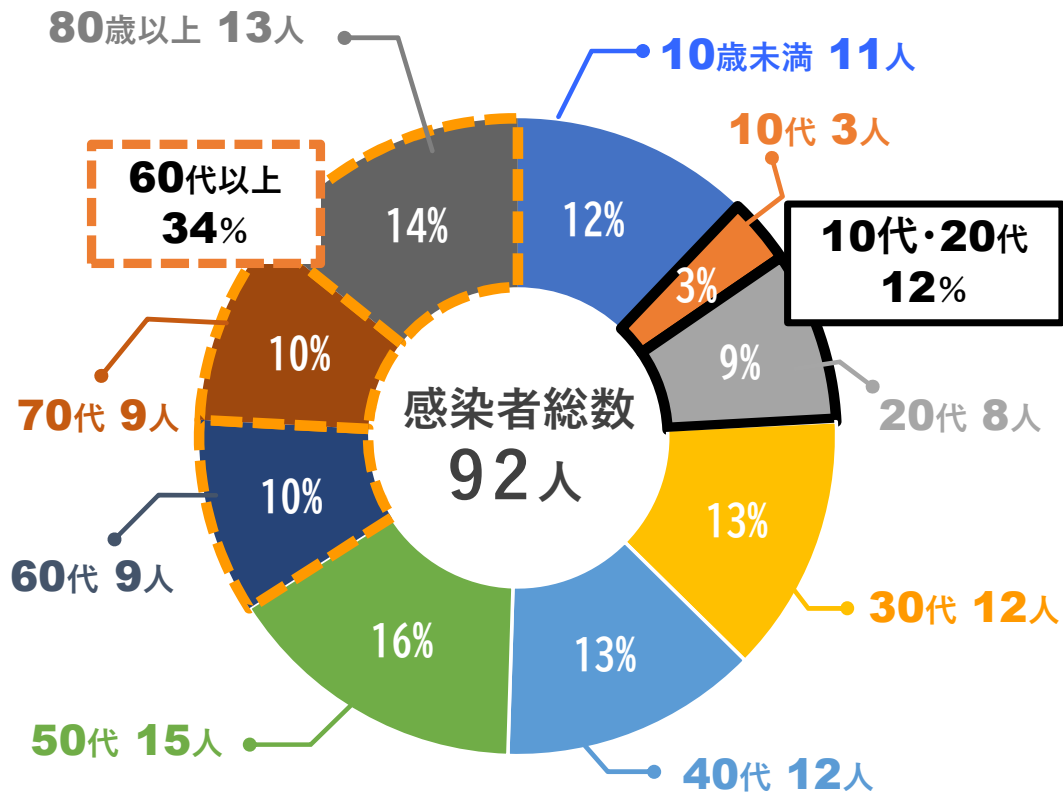
※感染者数については、それぞれのホームページ統計資料より抜粋

函館市の発生状況の推移 (R3.8.2現在)

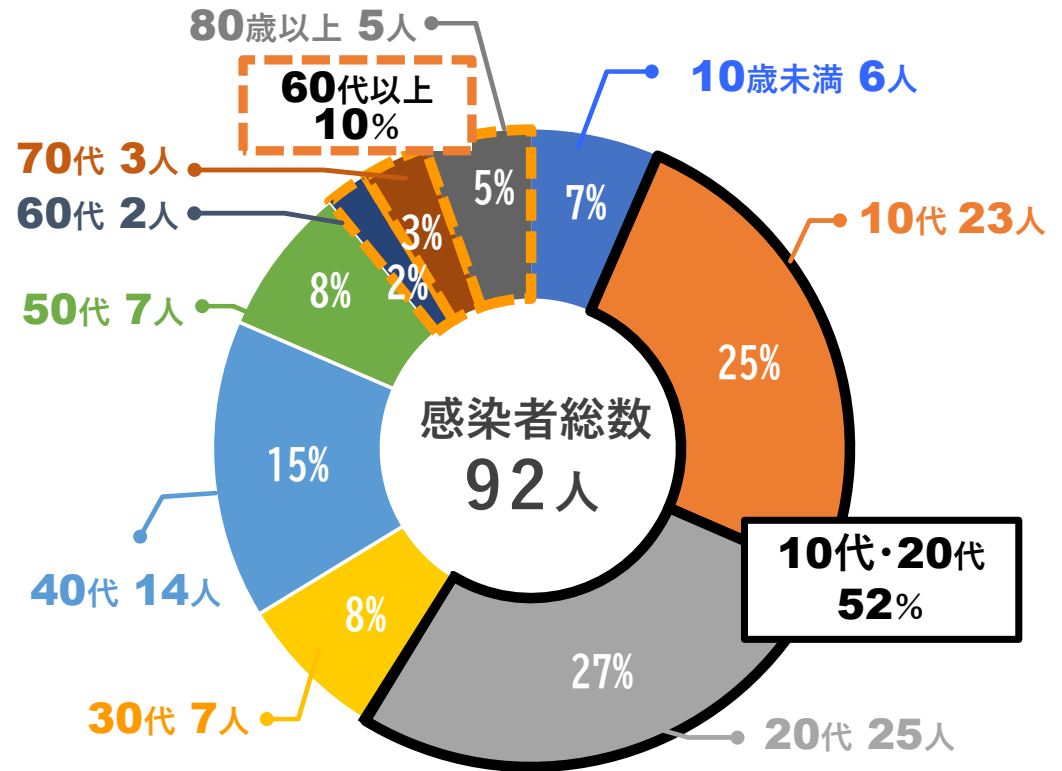


年代別感染者数

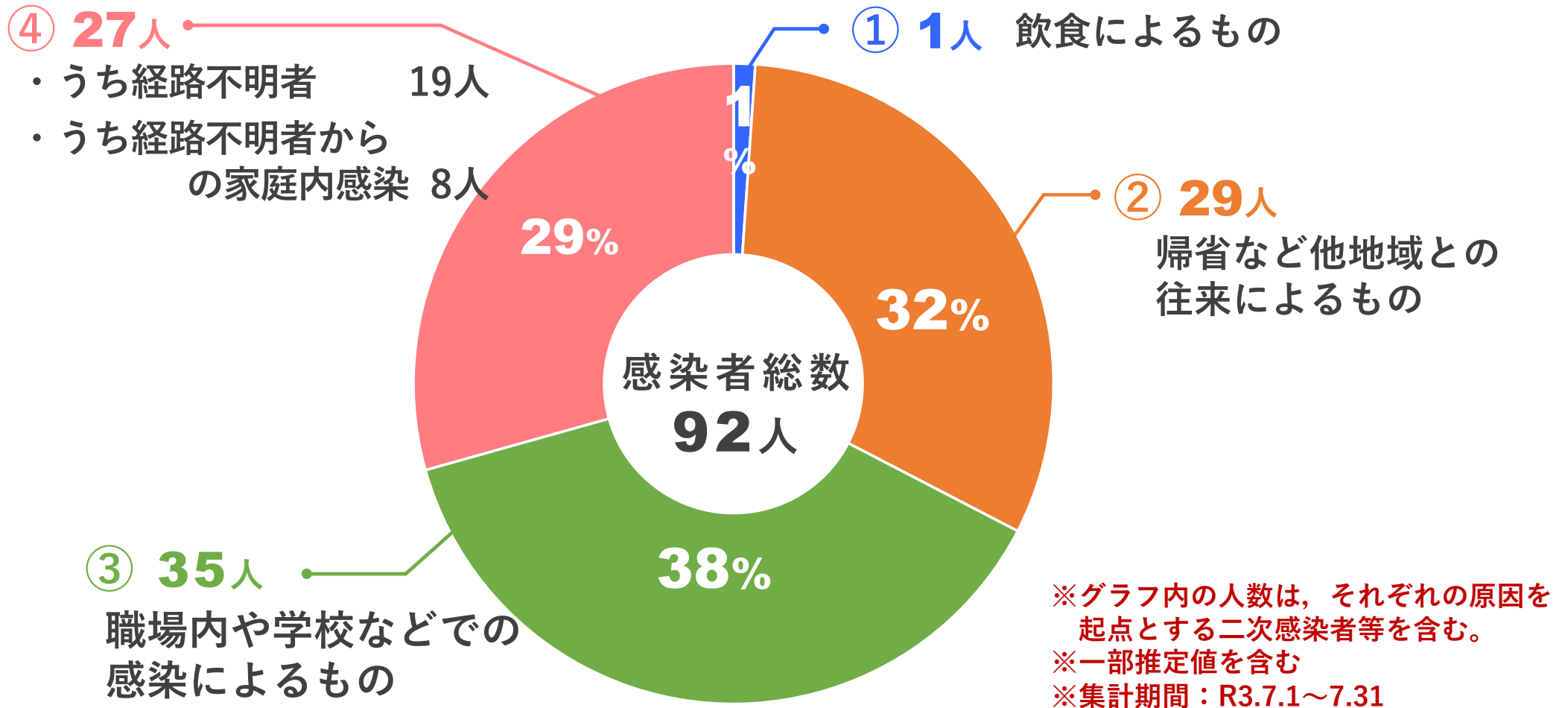
(令和3年6月発表分)



(令和3年7月発表分)



感染の要因となった事由（令和3年7月）



函館市の医療提供体制等の状況（R3.7.29現在）

指標	7月29日 現在				7月23日 ~ 7月29日			参考 直近1週間と 先週1週間の 比較
	医療の逼迫具合			療養者数	検査 陽性率	1週間あたりの 新規感染者数	感染経路 不明割合	
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床 使用率	入院率	確保病床 使用率					
函館市	15.0%	—	3.3%	35人 10万人あたり 13.89人	10.0%	41人 10万人あたり 16.28人	41.5%	増加
ステージ3 基準	最大確保病床 の20%以上	40%	最大確保病床 の20%以上	51人 10万人あたり 20人以上	5%	38人 10万人あたり 15人以上	50%	—
ステージ4 基準	最大確保病床 の50%以上	25%	最大確保病床 の50%以上	76人 10万人あたり 30人以上	10%	63人 10万人あたり 25人以上	50%	—

※各ステージの指標については国の指標を使用している。

※入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合、入院率を適用しない。

※人口 函館市：251,891人（令和2年12月末日現在）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)

- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)